

健康福祉委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

- （2）機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部
改正に向けたパブリックコメントの実施について

令和元年11月14日

消 防 局

～皆様の御意見をお寄せください～
機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について

大規模災害時等に出場し基本団員だけでは対応できない役割を担う「機能別消防団員」制度の導入に伴い、川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年条例第31号）及び川崎市消防団員任免条例（昭和23年条例第62号）の一部改正を検討していますので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和元年11月20日（水）から12月19日（木）まで

※郵送の場合：12月19日（木）当日必着

※持参の場合：12月19日（木）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

(2) 各区役所市政資料コーナー

(3) 消防局総務部庶務課

(4) 各消防署予防課

※この他、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法等

(1) 御意見は電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

(2) 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページの案内に従って、専用のフォームを御利用ください。

(3) 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。意見書の様式（別紙）を準備しましたので、必要に応じて御活用ください。

(4) 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

(5) お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

(6) 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 意見募集結果の公表時期

令和2年2月中（予定）

5 送付先・問合せ先

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7 消防局総務部庶務課

電話044-223-2514 FAX044-223-2520

意見書

題名	機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所・所在地 (又はメールアドレス)			
意見の提出日	令和元年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	消防局総務部庶務課		
電話番号	044-223-2514	FAX番号	044-223-2520
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		

機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について

1 背景・目的

近年、災害が多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数は年々減少しています。さらに、今後発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害等に備えることが喫緊の課題です。

現在の消防団員である「基本団員」の確保が最優先となりますが、生業が多忙等の理由によりあらゆる災害に出場し、様々な広報活動にも参加する「基本団員」になることが困難である方が少なくない中、「基本団員」だけでは十分に対応することができない場面も想定されます。

このことから、消防団の災害対応能力の向上及び消防団員の確保を図るために、大規模災害時等に限定して対応する機能別消防団員（大規模災害団員）及び火災予防等の消防広報に限定した活動を行う機能別消防団員（広報活動団員）の制度を導入するために関係条例を改正するものです。

2 改正する条例

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年条例第31号）
川崎市消防団員任免条例（昭和23年条例第62号）

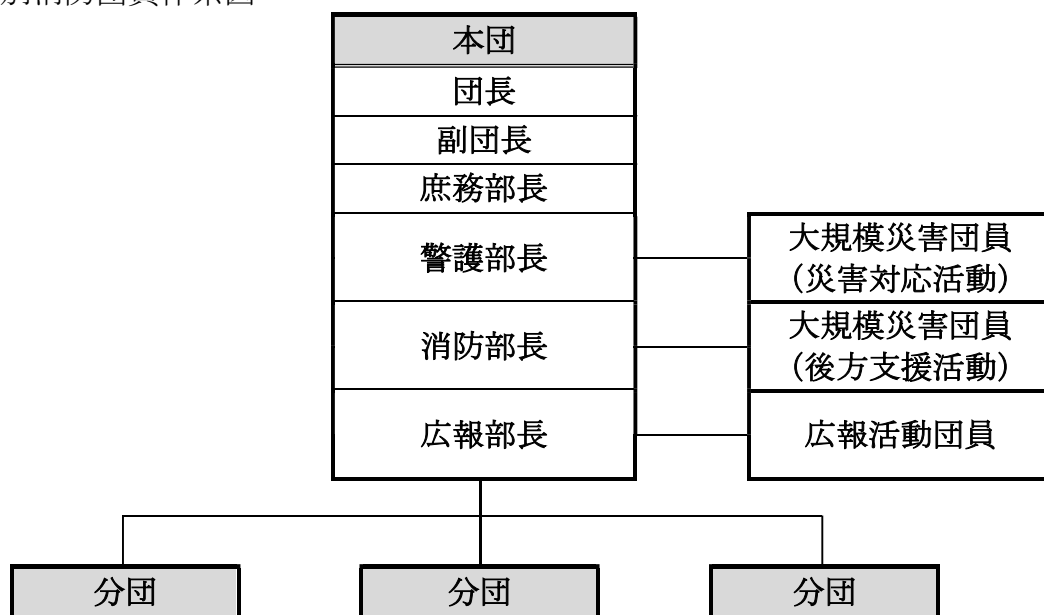
3 条例改正の考え方

次の表に基づき、関係条例を一部改正します。

区分		対象	役割・活動
基本団員		当該消防団の区域に居住又は勤務	全ての消防団活動
機能別 消防団員	大規模 災害団員	災害対応活動 消防職員OB・消防団員OB (当該消防団の区域に居住、勤務又は在学)	基本団員の補助
		後方支援活動 消防職員OB・消防団員OB、 事業所の従業員、学生、自主防災組織の構成員、外国籍の方 (当該消防団の区域に居住、勤務又は在学)	救護所等で活動
	広報活動団員	消防職員OB・消防団員OB、 事業所の従業員、学生、自主防災組織の構成員、外国籍の方 (当該消防団の区域に居住、勤務又は在学)	基本団員と協力して事業所や消防関係機関等が主催又は協力するイベント等での消防広報

※大規模災害団員と広報活動団員の重複登録を可能とする。

・機能別消防団員体系図



4 施行期日

令和2年4月1日を予定しております。